

平成 28 年度

第 2 回民生生活常任委員会会議録
第 1 回民生生活分科会会議録

平成 28 年 5 月 16 日

宍 粟 市 議 会

平成 2 8 年度第 2 回民生生活常任委員会会議録目次

次第	1
出席委員	1
出席説明員	1
開会	3
鈴木委員長挨拶	3
議事	3
(市民生活部)	
第53号議案、第54号議案、第55号議案	
水口税務課長説明	3
質疑・答弁	5
大畑委員	5
鈴木委員	6
秋田委員	1 2
林委員	1 2
採決	1 5
閉会	1 6

平成 2 8 年度第 1 回民生生活分科会会議録目次

次第	1 9
出席委員	1 9
出席説明員	1 9
開会	2 1
鈴木委員長挨拶	2 1
議事	2 1
(健康福祉部)	
第56号議案	
津村健康福祉部次長説明	2 1
質疑・答弁	2 1
大畑委員	2 1

鈴木委員	2 2
(市民生活部)	
第56号議案	
長尾市民生活部次長説明	2 4
質疑・答弁	2 4
大畑委員	2 4
採決	2 6
榎橋副委員長挨拶	2 7
閉会	2 7

平成28年度第2回民生生活常任委員会会議録

日 時 平成28年5月16日(月曜日)

場 所 宍粟市役所502会議室

開 会 5月16日 午前10時52分

次 第

1. 審査事項

(市民生活部)

第53号議案 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第6号)の承認について

第54号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分(専決第7号)の承認について

第55号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第8号)の承認について

第69回宍粟市議会臨時会付託案件討論及び採決

出席委員

委員長	鈴木浩之	副委員長	榎橋美恵子
委員	林克治	委員	大畑利明
”	東豊俊	”	秋田裕三

出席説明員

(市民生活部)

市民生活部長	小田保志	市民生活部次長	長尾一司
市民生活部次長	澤田志保	環境課長	宮田隆広
税務課長	水口浩也	債権回収課長	小谷慎一
市民課長	牛谷宗明	税務課副課長	西田征博

事務局

主

幹 清 水 圭 子

(午前10時52分 開会)

鈴木委員長 引き続き民生生活常任委員会に切り換えて開会をしたいと思います。お願いします。

では、民生生活常任委員会の中で、市民生活部関連の第53号、第54号、第55号の3議案についての審査に移りたいと思います。

では、資料は先ほどの資料の前段部分になるかと思えます。

資料をもとに説明のほうをまずお願いします。

水口課長。

水口税務課長 資料は先ほど委員長からありましたとおりでございます。市税等の税改正の内容ということで、今回は3議案でさせていただきます。市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例となっております。

市税条例につきましては、そこにあります白抜きの の部分で主なもの五つということで説明させていただきます。

一つ目につきましては、固定資産税の非課税規定というところに、独立行政法人等に関する基本的な方針ということで、非課税の団体名が入っております、その組織の名称変更がございまして、それを直しておるというものが一つございます。

二つ目は、電気事業者等による再生エネルギー電気の調達に係る特別措置法ということで、従前につきましては地方税法の中に入たい込みをしております、課税標準を3分の2にしていきますというルールがございましたが、今回、その期限が2年ごとに更新してきたんですが、それが終わるということで、今回それにあわせてわがまち特例のほうで各市町村において条例化する中で対応しましょうということでございます。

それにつきましては、国のほうが従前3分の2ということをしておりましたので、それを参酌例としてできておりますので、その分を準用するという形で、それぞれ3分の2であるとか2分の1ということで対応しておるものでございます。

三つ目の につきましては、市税のたばこ税の経過措置ということで、これにつきましては、上位法の改正、項目、号数の変更等がございましたので、それにあわせて変更させていただくという内容でございます。

4つ目につきましては、個人住民税の減免申請等につきましては、個人番号制度の関係で個人番号を記載しましょうということで、昨年、税条例等改正させていただいたんですが、去年1年間いろいろ運用の議論が進む中で、この部分については要らないんじゃないかというような議論も何点か出てまいりまして、その間外す必要

が出てくるというのが出てまいりましたので、個人番号は不要ということについて今回条例のほうから外させていただくという内容になっております。

五つ目につきましては、その他地方税法改正がございました中で、条番号、項ずれが生じる場合がございますので、そういった修正をさせていただいているところでございます。

第54号議案、都市計画税条例につきましても、地方税法が改正されましたので、それに伴いまして引用部分、条ずれ、項ずれ等が出ておりますところでございます。また、文言の部分で修正もありましたので、そういったものを整理している内容でございます。

第55号議案の国民健康保険税条例につきましては、これ去年もありましたけれども、課税限度額の引き上げ、それと限度額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更ということと、三つ目につきましては、先ほど来ありますマイナンバーの個人番号の関係で、少しこれの処理について不要な部分、この内容については個人番号は要らないよという話がありましたので、その部分を削除させていただくという形になっております。

その一つ目の国保税の課税限度額の引き上げと軽減の部分につきましては、2ページ目に資料をつけさせていただいております。

資料としましては、これは一番上に見直し(案)となっておりますんですが、もう確定しておりますので、現行では見直しということで確定になっております。

内容につきましては、そこにありますとおり、現行分、左側、改正後が右側ということで、基礎課税額というのがいわゆる医療費分にかかる分でございます。こちらのほうにつきまして限度額を2万円、そして、さらに後期高齢者支援金等課税額につきましても17万円から19万円に上げていくということで、所得の多い方の負担を少し減らす中で、全体のバランスを下げていったらという改正になっております。

下のほうに、点線の囲みになっておりますのは、こちらのほうが軽減所得判定の枠の拡大ということになっております。7割についてはそのまま変更ございませんが、5割につきましては、従前26万円であったものを26.5万円、5,000円を引き上げすることで5割軽減に入ってくる方々の枠を少し緩和する、広げていくという修正でございます。

2割軽減につきましても被保険者数1人当たり47万円というところの部分を48万円にすることで、その軽減の対象になられる方の枠を増やすという考え方のもとになっておるものでございます。

以上、簡単ですけれども、それぞれの説明とさせていただきます。

鈴木委員長 ありがとうございます。

では、議案を分けてまず第53号議案の税条例の一部改正の専決についてからいきたいと思います。

これに関して委員のほうから何か質疑等はございますか。

大畑委員。

大畑委員 何点か教えてほしいんですが、一つは、個人住民税の減免申請の手続で、個人番号の取り扱いを見直す方針が示されたということですが、これちょっと具体的にどういうふうに見直されたのか教えていただきたいと思います。

鈴木委員長 の四つ目ですかね、についての御質問です。御回答のほうお願いします。

水口課長。

水口税務課長 例えばといいますか、今回外す部分で少し申し上げますと、相続人に係る納税義務者の継承の届け出ということで、固定資産とか、あらゆる税が全てなんですけれども、例えば亡くなられた方で相続人を納税義務者として届け出するときに、届け出用紙がございまして、そういったものにも個人番号というのを当初想定しておりましたが、今回についてはそれが外れるということになっております。

また、修正申告、いわゆる都道府県民税、市県民税、あるいは事業税の届け出があるんですが、そういった徴収猶予の届け出というものがございまして、それらについても今回外していくというようなところでございます。

ちょっとあまりなじみがないものが多いので。市県民税で減免申請書の届け出がございまして、当初ほとんどの届け出についてマイナンバーを入れていこうという概念があったんですけれども、その中で外れたもので一番多いなと思うのは、この減免申請書ということで、これは今回不要にしますよということで、通知のをほうが改正されております。

あと、例えば固定資産税でいいますと、納税管理人の変更申請ということで、義務者の場合は従前は届け出するようになっていたんですが、変更によりまして、納税義務者の場合は、納税義務者ということは持たれている方なんです、その方は記載が必要と。逆に今度、納税管理人というのをたてて、納税だけされているという場合があるんですが、その方の場合は不要というようなことで、少し変更が出てきたというところでございます。

同じように、軽自動車税の減免についても義務者は必要やけども、それ以外の人

は要らないよというようなことで、件数的にはいろいろあるんですが、じゃあ、市民の方がすぐ直結するというものではちょっと聞きなれん書類がたくさんあるので、も少しそこは整理して、また皆さんにPRしていきたいと考えておるところです。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 見直しの、その何で見直されたかということからいうと、今言われたように納税義務者はきちっと個人番号が必要ですけども、管理者というのは必要に応じて定めている人やから、その個人番号まで徴収しなくてもいいんだという、そういう考え方ですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 そうです。そういう事例とか、中には減免などでそこに至った課題というのがいろいろあったんかと思うんですが、こういったものについては今回は不要ですよというのは、年末か年明けくらいに通知がありましたので、そういったものをしております。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今のところでごめんなさい、これ委員長報告のことですけど、これはマイナンバーを今まで記入せよと言っていた部分に関して、記入しなくてもよいみたいになったという理解でいいんですか。

榎橋副委員長 水口課長。

水口税務課長 基本的にはそういう趣旨になってこようかと思えます。それを当然個人の納税情報とか課税情報というのは全てとっていきこうというのが最初のスタートだったんですけども、いろいろ事例とか研究される中で、これについては不要じゃないかという深まった審議があったのかなと思うんですが、そういった中で、この様式のこの人については個人番号の12桁は要りませんということで、明確に出されたものであります。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 次、二つ目のところへ行きたいんですけども、再生可能エネルギーの関係のわがまち特例のところなんですけど、市長から議案の提案説明があったときに、納税義務者の負担軽減措置という言い方をされたんですけど、具体的に何か例を挙げていただいて、どういう負担軽減が図られているのか、ちょっと教えてください。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 固定資産の中で今回挙げておりますのは、再生可能エネルギーとい

うことで、例えば太陽光であるとか風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電という5項目で条例化させていただいております。例えば太陽光でございますと、設置した中で売電目的で設置されたもの、家庭用の弱電といいますか、小ワットといいますか、家庭用の10ワット以下のもう全然対象になっていないんですけれども、売電目的で設置されたものについては、事業とすることで償却資産税がかかってくることとなっております。それについては当然1,000万円で設置されたそれに何らかの補正係数掛けた上で課税標準を出して、それに1.4%の税金を償却資産として賦課しておるところなんですけど、4年前にできたこの特例措置によりまして、3分の2に課税標準を落とすということで、3分の1は事業者であるんですけども、優遇措置がされておるといってございまして。太陽光と同じように全部3分の2ということなんで、そういった御理解をいただいたらと思います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、私個人住宅で4.5キロワットぐらいのを設置しとんですが、10キロワット以上が対象ということで、全く償却資産税の対象にもなってなかったんで、そういう方は10キロワット未満の個人住宅は対象外ですね。それ以外についてということですが、ある程度太陽光発電で少し利益を得ていこうという事業者とかに対する優遇措置のように見受けるんですけど、これでまた相当、森林とか農地とかいうところが太陽光発電の設置が進むんじゃないかなというふうに心配しとんですけども、国はそういうことを進めているわけですね。そう考えていいわけですね。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 この制度につきましては、平成24年の5月29日から施行になっておりまして、地方税法の中で既にもう走り切っておるところです。2年の時限立法でしたので、一回平成26年3月31日に終わりました、平成26年4月からもう2年延長されました。この平成28年3月31日にその2年の期限が終わったので、そこからは今度は市町の判断、だから、持たないということになれば、条例化しないということになれば、満額で負担はとってもいいのかなと思うんですけど、これだけエネルギーの問題が出ておりますので、かなりの団体のほうでは条例化を進めるのではないかなと。このタイミングでちょっと情報は十分ではないんですけれども、設置の方向のほうが多いのかなと思います。

それと、もう一つ、家庭用の10キロワット未満ということだったんですけど、これについては償却資産とかはもちろん税金はかかりませんし、家庭用のお家に乗っけ

たものについては評価も何もないので、税金のほうには影響しておりません。ただ、屋根の素材として埋め込み型のものについては、屋根素材として少し価値のあるものとして見ますので、その場合は少し課税といたしますか、お家の評価は上がるんですが、通常、お家を建てられた後に乗せられたものについては、税金のほうには反映していないという現状がありますので、今回こういうような制度に乗っからなくても、特段市民の方には不利益はないのかなという認識もあります。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 すみません、もう一回。何が言いたいか言うと、今も説明がありましたように、各自治体が独自で条例化するかしないかという判断ができるということで、宍粟の場合は今回、わがまち特例を導入して適用させようということなんですよ。多分、その背景としては、いわゆる国が原発の関係でベースロード電源どうするかというところで、こういう再生可能エネルギーの量を増やしていこうという背景があるんだろうと思うんですけど、その国の方向に乗っかっていこうという判断だと思うんですが、この特例を適用しないという判断をしている自治体とか、そういうのはあるんですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 今のところちょっと、今年の改正ですので、そこまでの分析とか情報はとれていないんですけども、3月にどうしますかという県内の自治体の調査があったんですが、その中では1団体だけ設置しないという方向だったんですが、それが確定かどうかまでは、多分その内容分析に迷われてそういう報告があったのかもしれないし、他団体の状況を見て、作り直しされる可能性もありますので、ちょっとその辺は不明なんですけれども、ここはつくってないというのはちょっと今のところ把握できてません。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 何で私ここをきつく言うかいうと、直接その税のところには関係がない話なんですけど、こういうように太陽光なんかの優遇制度がどんどんできていって普及されているんですが、一方、環境破壊が進んでいるんですね。森林開発とか農地の問題とかいうので、地元で、地域でいろいろトラブルが発生している事例があるので、だから、そういうのはまた環境課なり、ほかのところで十分、こういうことで枠を広げるのであれば、もう一方の対策みたいなこともしっかりやらんといけないんじゃないかなということをおもうので、ちょっとそういうことを聞いてみたんで

す。それはまた環境課のほうでよろしくお願いしたいと思います。部長、答弁いただけますか。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 今回のわがまち特例の分で太陽光の部分、そちらのほうにつきましては、現状の課税標準3分の2なんですけども、このわがまち特例をそのまま継続した場合、同じような状況になるということで、これも痛しかゆしですが、片や、環境課の関係では推進していかなければならないというふうなものがあるんですけども、やはり環境破壊ということも3月の議会に議員さんのほうから質問等を受けておりますので、そこらも勘案しながら進めていかんとあかんという部分がありますので、率が変わらないというようなことで3分の2そのものとさせていただきました。

片や、小水力につきましては、これも3分の2が課税標準ですが、若干改善されて2分の1というふうなことで、こちらのほうは枠を拡大するというふうなことで、市としてはそういった太陽光もoshiかりですが、小水力発電というふうなことを推進していきたいという思いがありますので、改善されたらそちらのほうをずっと推進をしていきたいというふうに考えております。

鈴木委員長 ほかにございますか。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今のところなんですけど、二つ目の の矢印の二つ目というか、自然条件によらず安定的な運用が可能な云々というのがあって、太陽光以外の部分を行っていると思うんですけど、中小水力は先ほど言った2分の1に課税標準額を軽減するというか、になって、地熱は市内ではちょっと取り組んでいる例がないと思うんですけど、バイオマス発電はどこかで、事業者等々がやってはると思うんですけど、これに関してはどういう扱いになるのか。今までは、国では太陽光だけだったのが、このバイオマス発電の設備に関して市内の状況というか、課税の変更等はどうか。

榎橋副委員長 水口課長。

水口税務課長 従前この先ほど説明しました太陽光とバイオマスなど5点セットで地方税法の中にはうたわれていたものなんです。地熱というのは少し宍粟市は考えにくいところもあるんですけど、この5点について、今回の再生可能エネルギーの電気の部分で一緒にうたっておりましたので、ちょっと今回は同じように制度化したほうがよいのではないかという判断でさせていただいたんですが、バイオマス発電

につきましては、今のところ市内ではないと聞いておるんですが、今後の状況でその辺は変わってくるのかなと思うんですが。実績というのは特にないと、税の上ではないというのが実情です。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 バイオマス発電、どっかの事業者がやっていて、それが売電目的なのか、それとも自分たちの工場の何か乾燥であるとか、そういったところに使うためなのかわからないんですけど、それはどういう扱いなのかという、水力と太陽光は何となくわかるんですけど、そのバイオマス発電に関してはどういう現状かというのをちょっと。

榎橋副委員長 宮田課長。

宮田課長 課税のことについてはちょっとわかりませんが、バイオマス発電は明日の資料にもちょっと書かせていただいとんですけども、長田産業さんのほうが売電を目的でやられております。平成26年の8月からバイオマスによる発電をされております。現在もされておりますということです。

榎橋副委員長 水口課長。

水口税務課長 補足。この課税面からの説明が少し抜けておりましたというか、十分でなかったので説明をさせていただきますと、この適用期間ということで平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間をもってさせていただくんですが、この間に国から認可を受けて設置がされたもので、その分を届け出いただく、そういった特例にかかりますという書類が国のほうが交付されますので、そういった届け出のもとに課税の減免といえますか、3分の2の適用を判断するということになります。

課税については、最初の課税されることになった年から3年間だけ、その3分の2を適用して4年目からは満額に戻ってくるという内容でありますので、今からそういう認可を受けて設置されたもの、あるいは過去にそういう分があって届出が遅れているのかもわかりませんが、そういった書類をいただくことで、この条例に合致するものであれば、3分の2を適用していく、あるいは2分の1を適用するという考えであります。

鈴木委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうかね。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 すみません、委員長報告のためにちょっと教えていただきたいんですけど、まず、1個目の は独立行政法人の名称、統合があって、その対象がうたって

あるので、その名前を変えるというだけの文言の訂正ということで理解します。

2個目の に関しては、今までは売電目的、電気事業者扱いになっている部分のところが、国の法律特別措置法に規定される分と特例措置が切れるわけですね、切れて今後どうするかというときに、市町村の部分でわがまち特例を導入して、同じような特例の期間を延長するというので、その措置が切れるのが。

水口税務課長 措置法は続いていると思うんですが、税法上でその特例措置を受けたものを3分の2に減額しましょうというのが地方税法で入っているんです。ですからちょっとその特例措置法のほうの経過は私認識不足で申しわけないんですが、それを受けて課税対象となるものについて、地方税法で3分の2にしましょうというのが2年更新の時限立法で来てたので、それが終わったことで今度は必要に応じて市町村で判断して、その課税額を軽減しましょうという部分について条例化しているということ。おおもとの特例措置法は多分該当は続いていくのかなと思ったりしているんですけど。

鈴木委員 太陽光が多いということで、そのまたわがまち特例に乗っけてくるといことと、この固定価格買取制度対象外の自家消費型太陽光発電設備を対象に追加というのは、どういう状況かなど。今までは売電目的の比較的大きな太陽光には法律であれがあったということなんですけど、今回の改正においてという後の文言のちょっと意味が、勉強不足で申しわけないんですけど。

これを除外してこれを追加ということが書いてあるんですけど、大っきいのを除外して、ちっちゃいのを追加するという意味。ちょっと意味がわからんので。

榎橋副委員長 休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

鈴木委員長 休憩を解いて、会議を再開します。

第53号議案の税条例の改正については、ほかに委員の方から質疑等はございませんか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 なければ、第54号議案、都市計画税の件に関して、委員の方から質問等々はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、続いて第55号議案、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分

について、委員のほうから質疑等はございますか。

秋田委員。

秋田委員 これ全般にちょっとお尋ねするんやが、諮問委員会なんかがあるでしょう。それが何か特別な意見なんかがありましたか。ないですか。主な議会のほうに報告しとかないかなというような重要な御意見はありませんでしたか。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 特にこの件に関してはありませんでした。もう明日の資料をお渡ししてあるので、かなり違うところに目がいかれたと思うんですけども、そちらのほうの主でございます。

鈴木委員長 よろしいですか。

秋田委員 いいです。

鈴木委員長 ほかの委員から。

林委員。

林委員 地方税法で限度額が引き上げられたりしておるやつは、もう市は上げませんよというわけにいかんのやろか、地方税法で決まっておるので。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 一応それ以内ということはあり得るのかなと思うんですが、宍粟市の場合、非常に財政面厳しいので、上げていく必要があるという認識の中でやっております。上げてない団体があるかどうかはちょっと調べてないのであれなんですけど、限度額という表示のアップパーを決めておるという認識をしておりますので、ひょっとしたら余裕のある団体は少し抑えているところもある可能性はあるのかなと思っております。

以上です。

鈴木委員長 林委員。

林委員 調整交付金とかの関係もあったりして地方税法から避けるというのはなかなかできんだろうと思うんで、地方税法どおりにしとんですという、今まではそうやったと思うんですけど、そういう回答をしてほしかったなと思うんやけども。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 もうひとつ理解ができないんですけど、いつもこの課税限度額の引き上げがここずっと続いているんですけど、この引き上げで中間所得層の負担を少し下げますよというふうについていつも説明受けるんですけど、現実的には、いろんなものを読んでますと、限度額を上げるということは全体に保険料を引き上げるということに

繋がるというふうに、これに真っ向から反対する意見があるんですね。現実これを当てはめた場合、宍粟市の国保税についてはどうなるんですか。本当にこの部分というのは引き下げになるんだろうかなと、この点線の部分ね。中間所得層の負担が配慮されるようになるのかどうか。絵ではこうかいてあるけど、実質そうなるんですかね。この辺ちょっとお尋ねします。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 この表については、イメージというか、全体保険税とのバランスがとれた中で、ここのアップを上げることで増えた分を税率改正で、例えば所得割のところを少し率を下げる、資産割を少し下げるとか、そういった作業しないと、この絵にはならないと考えております。

理屈上はその上限額を2万円ずつ上げること、4万円、所得の高い方とかは、その限度額を超過された場合には、4万円負担が増えますので、例えばその世帯の分をこの中間所得層の分に反映できるように少し率を下げることで初めてできると思っておるんですが、実際は増税率とかいう形でいきますので、全体額が膨らむ改正にしかかってないのかなという認識でおります。

鈴木委員長 林委員。

林委員 今言われたんは、税率改正の段階で計算してみんと出てこんと思うんやけども、今度6月定例会には税率改正の条例改正が出てくるんだろうと。8月からかいな。6月に出てくるんやなあ、税率改正、出えへんのん。そのときにまた今のはっきりするんやろ。

大畑委員 もちろんそうなんですけど、はっきりするんですけど、もう目に見えているという感じなんですけど。

鈴木委員長 ほかにありますか。

この確認ですけど、課税限度額については先ほど言った2ページの資料でいくと、改正後の 番の部分で2万円ずつ、介護納付金のところは変わらない。上の基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額というのが限度額が引き上げになって、法が改正されるのにのっとして、そこを引き上げるとというのが 番。

2ページの四角の 番、5割軽減と2割軽減の方が、これが増えるということは、今まで2割だった人が5割になるということもあると。2割になる人は増えるけど、今まで2割だった人が5割の中に入ってくるという可能性もある。

(「ある、1万円上がるんだから」の声あり)

鈴木委員長 ありますね。ということで、その下の 番をあわせてそのグラフとい

うか、もう下の部分の7割軽減、5割、2割というふうに横に所得額が多いほうにスライドしていくということ。さらに26万円から26万5,000円、47万円から48万円に上がっていくということですよ。それが2点目。

3点目は、先ほどの税条例と一緒に個人番号の記載対象の書類が見直されたということの3点。

この議案に関してはもういいですか。第55号議案の条例の一部改正、限度額等の部分の算定方法の変更という条例改正全体で何か質疑はありませんか。

大畑委員。

大畑委員 この税条例のこの改正の部分については、どうこう言うことはないんですけど、明日の委員会で具体的に出るんですね、明日の民生の常任委員会でね。国保の運営審議会と並行しながら、委員会で定期的に報告させてもらうと言うとったやろ。その辺は明日また。この審査とは関係ないんで心配ないんですけども。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 資料はお渡しはしていると思うんですけども、国保の運営協議会、本年になって3回開いておるんですけども、まだ最終的な答申のほうをいただいております。それで、近々のやつが5月12日の日に開催をさせてもらったんですけども、そちらの資料をおつけすればよかったんですが、もろに決算なりに上げ幅とかいうのは出してしまうちゃってるんで、それが6月の補正で計上すべき、議論していただくべき中身になってしまってますので、その一つ前の4月26日の運営協議会の資料をつけました。ですけれども、それで説明が多分終われないというふうな状況なので、5月12日の運営協議会の経過のほう元手にはなろうと思いますけれども、状況のほうを説明させていただいて、なるべく状況を民生生活常任委員の皆さんに把握をしていただくように努めていきたいと思っておりますので、明日はちょっと時間が長くなるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木委員長 じゃあ、議案についてはよろしいですかね。第53号、第54号、第55号。

(「はい、結構です」の声あり)

鈴木委員長 では、これで民生生活常任委員会を閉じたいと思ひます。

ありがとうございました。

では、委員の方、引き続き採決等に入りたいと思ひます。

暫時休憩。

午前11時41分休憩

————— (市民生活部退室)

午前 11時42分再開

鈴木委員長 では、会議を再開します。

では、現在、民生生活常任委員会を開催しておりますので、第53号議案から付託案件の採決に移りたいと思っておりますけれども、第53号議案から分離していきます。

第53号議案に関して、まず自由討議の必要性はございますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 なしでよろしいですか。

では、賛成、反対討論はないですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第53号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第6号)の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 では、全会一致で承認ということですね。

次、委員長報告の中で付す意見等、何かありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、次に行きます。

第54号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分(専決第7号)の承認について、まず、自由討議の申し出はございますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第54号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分(建設第7号)の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 全会一致で承認ということですね。

何か委員長報告に。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 なしでいいですか。

では、次、第55号議案に移ります。

まず、第55号議案の自由討議の必要性はございますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 なしでよろしいですか。

では、採決に移ります。

第55号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第8号)の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 では、全会一致で承認。

何か委員長報告に付す意見等がございますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 よろしいですか。

では、民生生活常任委員会に付託された3議案に関しては採決が終わりました。

一旦、これで民生生活常任委員会は閉会をさせていただきます。

(午前11時45分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会民生生活常任委員会 委員長 鈴木 浩 之

平成28年度予算決算常任委員会第1回産業建設分科会会議録

日 時 平成28年5月16日(月曜日)

場 所 穴粟市役所502会議室

開 会 5月16日 午前10時31分

次 第

1. 審査事項

(健康福祉部)

第56号議案 平成27年度穴粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認についての関係部分

(市民生活部)

第56号議案 平成27年度穴粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認についての関係部分

第69回穴粟市議会臨時会付託案件賛否確認

出席委員

委員長	鈴木浩之	副委員長	榎橋美恵子
委員	林克治	委員	大畑利明
〃	東豊俊	〃	秋田裕三

出席説明員

(健康福祉部)

健康福祉部長	大島照雄	健康福祉部次長	津村裕二
4種保健福祉課長	田村純司		

(市民生活部)

市民生活部長	小田保志	市民生活部次長	長尾一司
市民生活部次長	澤田志保	環境課長	宮田隆広
税務課長	水口浩也	債権回収課長	小谷慎一
市民課長	牛谷宗明	税務課副課長	西田征博

事務局

主

幹 清 水 圭 子

(午前 10 時 31 分 開会)

鈴木委員長 では、これより予算決算常任委員会の第 1 回民生生活分科会を開会いたします。

今回は、健康福祉部の関係で第 56 号議案、平成 27 年度宍粟市一般会計補正予算(第 5 号)の関係部分についての審査となります。

では、資料のほうは、16 日分の健康福祉部という、この A 4、2 枚の資料ということですか。

では、説明のほうをまずいただきませんか。

津村次長。

津村健康福祉部次長 それでは失礼します。目次のところ、空白になってますが、第 56 議案でお願いいたします。

専決補正予算第 5 号ということで、4 月の民生生活常任委員会のときにも御報告申し上げました案件でございます。宍粟市老人福祉センター便所設置事業の実施についてということで、予算の内容といたしましては、設計に関する委託料と工事請負費合計 1,289 万 7,000 円の繰り越しでございます。

内容につきましては、設計監理、相手方、村上設計 89 万 6,400 円、昨年 11 月 4 日に契約をして当初工事の契約 3 月 25 日までとしておりましたが、その下、工事のほうはずれ込んだ関係で、監理業務もしていただくことでしたので、あわせての繰り越しになっております。工事のほうは森方工業株式会社で金額 1,055 万 1,600 円、契約年月が本年 1 月 22 日で、工期は当初 3 月 25 日でしたが、4 月 15 日まで繰り越しをさせていただいております。

ちなみに、完成は既にしておりまして、この 4 月 25 日に市の内部の完了検査を行ったところでございます。

以上でございます。

鈴木委員長 何か委員のほうから質疑等がありますか。

ありませんか。

大畑委員。

大畑委員 ちょっと教えてもらいたいんですけど、もう完了してますよね。ですから、金額的にはもう確定していると思うんですけど、予算的にこれだけ繰り越さなアカンのは、何か事情があるんですか。これ設計監理と工事請負費足したら、この予算額より大分下回りますよね。入札減が出てますよね。その確定で繰り越さんでも、そこをちょっと意味がわからないので教えてほしいんですけど。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 3月31日の専決ということで、その時点では工事が完了して
おりませんでした。予算の繰り越しということで、最悪何らかの検査等で新たに
変更契約なんかも可能性としてはありますので、予算書の予算額をそのまま繰り
越しをさせていただきます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 もうその変更の可能性というのはなくなりましたか。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 はい、もう確定しましたのでなくなりました。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そうなると額を確定してもいいのかなというふうに思うんですけど、
これは財政上の問題なんですか。こういう専決補正でこの金額を上げてたから、
それを繰り越していくという問題なんですか。

(「3月31日やから」の声あり)

大畑委員 3月31日やから。

(「確定は4月やから」の声あり)

大畑委員 ああ、そういうことか。それだけのことか。

津村健康福祉部次長 そうなんです。

大畑委員 そういうことか。意味わかりました。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっとこれも聞きたいんですけど、まず設計の関係で、設計の中に
管理ということで、いわゆる年度末までに工事が完了する予定だからということで、
3月31日までの監理期間みたいなものが多分設定されていると思うんですけど、
それが例えばずれ込むということは、人員の配置であるとか、設計をされている設計
事務所等の人員がそちらにとられたりとか、ほかのところにその監理者が行く予定
とかが狂ってくるようなことがあると思いますけど、それは金額に反映されてい
かないんですか。そのあたりもひっくるめて余裕を見た契約をするもんなんですかね。

そのあたり、非常に半月ほど伸びるということは、それだけ拘束をしてしまう
ということなので、明確な単価みたいな人件費で一日幾らということはないと思
いますけども、非常に企業側からしたら、不測というか、予測できない事態と思
いますが、そのあたりはどのように処理されるわけですか。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 当初の工事のほうが繰り越しということで、それに付随してということになるんですが、一般的に工事のほうで例えば当初の設計にないものを追加、付加することによって、工事のほうに先ほどの変更契約が膨らんだりする場合は、設計監理についても付随して膨らむパターンもありますけれども、この工事については諸般の事情により繰り越したということで、工事のほうの契約金額も変わっておりませんので、工事そのものを期間内に監理するというふうな設計会社のある意味責任もあると思いますので、こういう場合には一般的には設計も変更契約はしていないと思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 もう1個聞きたいのは、村上設計さんなんですけど、これ同じ名前で姫路と市内と二つぐらいいろいろ契約に絡んできていると思うんですけど、これ、この村上さんはどちらの村上さんですか。

榎橋副委員長 次長。

津村健康福祉部次長 市内の加生に事務所を構えておられる村上設計さんです。

鈴木委員 ほかには何か委員のほうからございませんか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、これは前回の委員会でも言ったとおり、非常にまだ合意がなかなか得られていない案件だったということも含めて、こういったことのないようにということ。あと、どう見てもやはりそちらもおっしゃったとおり、契約の工事期間の見積もりの甘さであるとか、取りかかりの遅さであるとかということがこういった事態を招いているので、今後こんな同じようなことがないようにということだけ申し添えておきます。

では、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

————— (健康福祉部退室、市民生活部入室)

午前10時44分再開

鈴木委員長 では、休憩を解いて、会議を再開します。

では、予算決算常任委員会の第1回民生生活分科会の市民生活部に関する第56号議案の関係部分についての審査を行います。

まず、資料の確認ですが、16日の市民生活部という資料の途中から3ページ目、

4 ページ目が分科会資料ということでよろしいですか。

では、資料に基づいて第56号議案について御説明をお願いします。

長尾次長。

長尾市民生活部次長 それでは、補正の専決の明許繰越費の補正ということで、再生可能エネルギー利用促進事業、これ1件なんですけど、太陽光の補助金の関係です。

関西電力との連携工事に期間を要したために、年度内完了ができなかったというふうな理由で7万3,000円を繰り越しさせていただきたいという議案です。

もう1件につきましては、一般廃棄物処理基本計画の策定事業、これにつきましては昨年度からいろいろとこの委員会でも議論願った計画なんですけど、調整と修正に時間を要しまして、パブコメの期間が4月にずれ込んでしまったということで、150万2,000円を繰り越しさせていただきたいという内容です。

以上、二つの事業につきまして、繰り越しをしたいということで補正を上げさせていただきますいております。

以上です。

鈴木委員長 何か委員のほうから質疑等はございますか。

大畑委員。

大畑委員 一般廃棄物処理基本計画ですが、繰り越しの後、具体的にどのようになるのか教えてください。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 パブコメと、それから議会からの意見を精査させていただきまして、うちの内部決裁が遅れたんで、今日議長宛ての回答書と、それとそれに伴う基本計画の印刷物を出させていただいたので、この後はお手元に届くかと思うんですけども、極力議会の意見を重視して書かせてもらったつもりなんですけども、また見ていただければと思っております。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 具体的にいつこの計画書ができて、どのぐらいつくりかれて、どういうふうになるのかということとを少し。いつ計画書ができ上がって、どういうふうになるのか、計画書をどういうふうに使っていかれるのか、その辺ちょっと全体を教えてください。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 データ化につきましては、先週、中身的にできとったんですけども、うちの市役所内の決裁のこともありまして、ちょっと遅れたようなんですけども、今日、議長への回答と、それから各議員さん宛ての基本計画と、それから議会からの意見に対する考え方という形で出させていただきます。

物としては、今日議会に出させていただきますので、この後受け取ってもらえるんじゃないかなと思っております。

それから、使用するという分につきましては、廃棄物全体での基本的な考え方なんで、それに基づいて基本計画だけでは補えない分については、また考えていきながら、計画を使っていきたいなと思っております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 いや、何が言いたいかということ、議会の私たちに基本計画書をいつ出すんやとか、そんなことを聞いておるんじゃないなくて、肝心なのは、やはり市民に対して一般廃棄物処理の見直したこととか、今後資源化を図ってもらおうとか、いろんな計画の中身をどういうふうにしっかりと啓発をしていくんか、取り組みをしてもらうということが大事なんで、その辺をどういうふうにも今後考えておられるのかということなんです。ちょっと質問が悪くて申しわけないんですけど。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 ちょっと失礼しました。私のほうの勘違いで。基本的には、150ページからなる大きな計画なんで、ホームページを中心に議会の意見等を踏まえて市民の皆様、それから外の皆様も含めて生かしてもらいたいなと思っております。それにつきましては、今、完成後なるべく早く載せられるように作業をさせていただきます。

ただ、各家々に配れるというところまではいきませんので、今はホームページに載せて啓発をさせていただこうかなと思っております。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 すみません、この150万2,000円の中には、印刷製本とかは入ってなかったのか。策定業務だけのやつですね。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 デジタルで出していただく分だけで、製本とかいうものはないです。ただ、うちで印刷物で20部程度は出していただきますけど、製本としては出せませんので、今回出させていただきます分より以上のことはないです。

鈴木委員長 ほかに質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 繰り越しの理由というか、はわかるのですが、今後、当然150万というお金が使われてますので、それを活用するということも含めて市民への啓発であるとか、そういったところをしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、お願いします。

では、第56号議案についての審査はこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 では、一旦民生生活分科会を暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前11時45分再開

鈴木委員長 引き続き、予算決算常任委員会の民生生活分科会のほうを再開させていただきます。

この分科会に審査を付託されていたのは第56号議案の関係部分です。

第56号議案は、健康福祉部の関係では老人福祉センターのトイレの工事設計等の繰り越し、あと市民生活部に関しては太陽光の設置、あとは一般廃棄物処理基本計画の策定事業のいずれも繰り越しの案件でございました。

では、第56号議案に移りたいと思いますが、まず第56号議案の関係部分について、自由討議は特にはないですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、関係部分について、これは常任委員会ではないので、参考までにということになるかと思いますが、第56号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認についての関係部分について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 では、賛成5ということですね。

特に、常任委員会に対しての意見、何かございますか。

林委員。

林委員 9月補正して、長いことかかって、この時間を短くばっぱっと、そういうことのないように、補正までしておいたら、今年過ぎるわな。きちんとせえということぐらいは言うといてもうてもええんやないか。

鈴木委員長 では、それは。

(「それはまあ言うてもええわなあ」の声あり)

林委員 老人福祉センターのトイレの工事の関係。

鈴木委員長 わかりました。それに関しては言うときます。

では、これで民生生活分科会を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 では、これで今回の臨時議会の付託に関しては審査を終えました。

これで第1回の民生生活分科会を閉会いたします。

閉会の挨拶をお願いします。

榎橋副委員長 御苦労さまでございました。

引き続きまして臨時会がまだありますので、よろしく願いいたします。

御苦労さまでした。

(午前11時48分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会予算決算常任委員会民生生活分科会 委員長 鈴木 浩 之